

【論文】

建築と手仕事（Ⅲ）～大工の作品と作風～

佐藤 正彦

Architecture and Carpenter's Work (PartⅢ)
～ Carpenter's Work and Architectural Style～

Masahiko SATO

Abstract: This thesis described on the Architectural style and works by the carpenter.**Keywords:** carpenter, Architectural style, Shinto Shrine Buildings, Edo period

目次

第6章 大工頭阿蘇鉄矢中臣政辰の作品と作風

第6章 大工頭阿蘇鉄矢中臣政辰の作品と作風

鹿児島県指宿市東方宮 73 に鎮座する揖宿神社の本殿・拝殿・舞殿・勅使殿は棟札によれば、弘化4年(1847)に建立された。棟札は「上棟薩摩藩揖宿郡揖宿郷開聞新宮九社大明神社造替」と記す。調査の結果、この開聞新宮九社大明神は現在の指宿神社に該当する。棟札は「大工頭 阿蘇鉄矢大中臣政辰」と記す。また、同県曾於市末吉町二の方住吉に鎮座する住吉神社本殿は、嘉永2年(1849)建立であることが、一对の石灯籠から判明した。石灯籠の向って右側正面「御宮就御建替」、右側面に「嘉永二年三月吉日」と記す。そして、左側石灯籠正面には「御大工頭阿蘇鉄矢」と記す。背面は、左側正面と同文の「御宮就御建替」である。また、宮崎県宮崎町大字東霧島字鳩園に鎮座する東霧島神社の本殿・舞殿・拝殿は嘉永2年(1849)建立でその棟札が残る。棟札は本殿を宝殿と記す。が、書式はさきの指宿神社と同一で、「上棟・・・舞殿宝殿拝殿・・・造替」とあって、その上、「大工頭 阿蘇鉄矢大中臣政辰」と、そのあとに「郷土年寄 組頭 郡見廻」などを記し、さきの指宿の棟札と類似した書き方である。これは、一つは、東霧島神社が現在は宮崎県高崎町に鎮座するが、江戸時代は当地が旧薩摩藩領であったため、同じような書式で書かれたものと想われる。

大工頭阿蘇大中臣政辰は、指宿神社本殿・拝殿・

建築学科

舞殿、勅使殿を弘化4年(1947)、嘉永2年(1849)に東霧島神社本殿・舞殿・拝殿及び同年に住吉神社本殿を造営したのである。その上、それぞれの神社は、大工が日帰り出来る範囲にあるわけではないが、江戸時代には同じ薩摩藩領内に存在していることは注意される。その上、それぞれの神社に該当する建物が現存する。

そこで、本稿は、これら神社の作品から大工頭阿蘇大中臣政辰の作風を検討する。

1、指宿神社

神社は二月田駅又はバス停より徒歩15分ほどのところにある。「二月田」駅は、指宿神社の祭日が旧2月10日と旧11月10日にあって、その祭祀料のための水田を「二月田」と呼ぶことにし、これからとった。11月の祭祀料は「霜月田」である。

指宿神社は俗にお新宮サーと称する¹⁾。それは貞観16年(874)に開聞嶽が噴出して、開聞神社の社屋が焼失したとき、神託により開聞九社に準じて八社を加え、その11月10日に開聞新宮九社大明神と称えることになったと伝える。お新宮サーと言う俗称はここに起因している。

平姓指宿氏系図によれば、鎌倉南北朝時代は「九所大明神」「開聞新宮大明神」と記す。揖宿神社由緒記写にも「開聞新宮大明神」とある。明治時代に入り「揖宿神社」と改称されたが、通称「お新宮サー」で親しまれている。

指宿神社境内には、八つの摂社が建てられていて、それは西宮(人皇三十九代天命開別命)、東宮(彦火々出見命)、竜宮神社(大和田津美命)、懐殿宮(昭美子日月命)、聖之神(塩土翁)、姉姫宮(豊

玉媛命)、天井宮(玉依姫命)、荒仁宮(大己貴命)で、それぞれ括弧内の神々を祀っている。そこで本社と合せて九社大明神と言われる。この他に山之宮(大山祇神)、門守神社(経津主命、武甕槌命)、神供所(天津児屋根命)も祀られている。

指宿神社の本殿の祭神は大霊貴命で、相殿には天之忍穗耳命、天津日子命、括津日子根命、熊野久須昆命、多岐理昆売命、狭依日売命、多岐津比売命を祀っている。

本殿の造営については次のようである。²⁾

中世から戦国時代まで揖宿郡の総鎮守たりし新宮の再建改修は「正平10年(1355)・至徳4年(1386)・応永6年(1399)・文明7年(1475)・文明14年(1482)・延徳4年(1491)・永正3年(1506)・大永2年(1522)・享禄元年(1528)・享禄4年(1531)・天文7年(1538)・天文10年(1541)・同20年・21年(1551・2)・永禄7年(1564)・元亀元年(1570)。天正14年(1586)に行われ藤原指宿建部頼娃各豪族が大旦那となり」(揖宿舌主略考)。江戸時代に入ると島津藩主の保護下、慶安元年(1648)寛文9年(1669)(以上米久)貞享5年(1687)(網貴)宝永5年(1708)(吉貴)享保7年(1722)(継豊)宝暦3年(1753)に造営があり、現社殿の改修は島津斉興が弘化4年(1847)行った。社地は平坦であるが大杉や樟で囲まれている。

神門・勅使殿・拝殿、神殿と一直線にたつ。勅使殿の左右には左が宝物殿、右が集会所がたつ。

宝物殿の前に社務所官司宅がたつ。社地の右手は大駐車場である。

神門前に大鳥居がある。大鳥居から左手は小川が流れ中心部ほどに赤い鉄の反橋がかかる。

大鳥居前は通りを介して、祖霊殿がたつ。

指宿神社勅使殿は、方一間、入母屋造、妻入、鉄板葺きで、向拝一間、向唐破風を付ける。背後の本殿・幣殿・拝殿にほぼ連続している。建物全体が本殿とは別の、雨葛一段上にほぼ北面してたつ。身舎は面取り角柱を割石礎石上にたて、腰長押、腰貫、頭貫で固める。柱頭に平三斗を置き、中備は中央に詰組の拳鼻付き平三斗を置き、左右に本墓股を配す。軒は1軒の角・半繁垂木である。妻飾りは虹梁大瓶束である。正面と背面は吹放し、両側は腰板壁に上部吹放しである。正面のみ長押一段分低く、切目縁を付ける。内部は床板張りで、絵入り格天井を張る。

中備の本墓股は、正面中央は外側松、内側キュウリの花か?左側に廻り、外側うり、内側野菜、外側万年青、内側水仙、背面に廻り、外側竹、内側菊、外側桃、内側鯉、タケノコ?、右側面に廻り、外側キ

ユウリの花、内側梅、外側キュウリ、内側菊で、外側と内側で彫物が全て異なる。しかし、キュウリや万年青、菊など身近な野菜や花などが中心であって、鯉が唯一の動物で、他は全て植物である。

向拝は一間向唐破風造で切石礎石上に面取り角柱をたて、水引虹梁を渡す。柱頭に、象頭木鼻を根肘木がわりに連三斗を置き、中備に墓股状彫物(外側も内側も菊花をあしらう)を配す。手挟付きである。中央部は茨垂木で両端は2軒、角・半繁垂木とする。身舎柱とは海老虹梁で結び、獅子頭木鼻とする。正面唐破風の虹梁上は大瓶束笈形付きで、結綿は鬼面を飾る。菖蒲桁隠しは鯉の彫物である。

水引虹梁は菊花を浮彫りする。また、向拝柱は銅板で根巻し、腰長押は長押金物を付ける。

拝殿は正面3間、側面3間、切妻造、妻入りで、勅使殿と同じレベルの雨葛一段上にたつ。自然石礎石上に面取り角柱をたて、腰長押、内法長押、飛貫で固める。内法長押は正面のみ1段切上げて付け、背面は中央間の内法長押を1段切上げて、内法長押と飛貫の間に虹梁を入れる。組物や中備はない。軒は1軒、角・疎垂木である。妻飾りは虹梁大瓶束で破風打合せに三花懸魚を飾る。正面中央間は格子戸両引戸をたて、両脇間は腰高窓である。両側面前より3間目は格子戸引違いにし、両側面、前より1・2間目は腰高窓格子戸引違い、背面は吹放しで、舞殿に続く。床は板張り、竿縁天井を張る。

尚、正面の勅使殿と拝殿との間に繋ぎの板張り床を設けている。しかし、拝殿と舞台は舞台の床が敷居1段分低く、屋根は逆に拝殿の方が破風1段分程低い。

舞台の正面は、拝殿背面と共有し、正面三間、側面1間、側面3間の切妻造、妻入りで拝殿と同様、面取り角柱を自然石礎石上にたて、腰長押、内法長押、飛貫、高貫で固める。組物や中備はない。軒は1軒、疎・角・垂木である。妻飾りは見えない。背面柱内側内法長押上に持送りを付け天井回線を支える。腰高窓に格子戸引違いをたてる。床は板張り、絵入格天井を張る。背面に1間の合いの間を設けて、本殿に続く。

本殿は正面3間、側面3間、入母屋造、妻入りで向拝1間付きである。正面3間を前室とする。建物全体が切石3段積み基壇上にたち、前方の拝殿、舞殿、勅使殿より1段高い基壇である。

身舎の円柱は切石礎石上にたち、切目長押、内法長押、高長押、頭貫で固める。柱頭に拳鼻付き出組を組み、中備に本墓股を配す。本墓股は身舎正面の右端より亀と水、松、鳳凰(鶴)と水、右側面へ廻

って水仙、菖蒲、背面へ廻りキキョウ、菖蒲、燕、右側面へ廻り、蕪、菊である。また、前室は正面右よりブドウ、菊、パイナップル、左側面が花と植物？右側面は水仙である。パイナップルは南方らしくてやはり身近な植物を彫刻していることがわかる。

軒は1軒、角・繁垂木で、妻飾りは虹梁大瓶束、結綿は鬼面で勅使殿と同じである。

4面に切擬宝珠柱付き切面縁を巡らす。正面中央間は板唐戸をたてるが、左右の脇間は腰に唐獅子牡丹を描き、上部は盲連子とする。他は床下まで横板落し込み壁である。内部は板張り床に竿縁天井を張る。背面に高棚を設け宮殿を祀る。

前室は、面取り角柱を礎石上にたて、頭貫で固める。柱頭に拳鼻付き出組を置き、中備に本臺股を配す。竿縁天井に板張り床で長押1段分高く床を張る。

向拝柱は隅丸角柱を自然石礎石上にたて、水引虹梁を渡す。水引虹梁の絵様木鼻を根肘木がわりに連三斗を柱頭にのせる。大斗と連斗は皿斗である。中備は波浪文の臺股状彫物である。斗一つ内側の水引虹梁上に、海老虹梁を付けて前室中柱と結ぶ。海老虹梁の端部を波浪文の持送り状指肘木で受ける。向拝柱上部に紗綾型の逆八双をかぶせる。

以上、本殿、拝殿、舞殿、勅使門とも軸部は朱色、斗拱及び本臺股は極彩色、壁板は白色と色あざやかである。

2、東霧島神社

東霧島神社は『日向地誌』に長尾神社として、

官幣攝社兼郷社ナリ長尾岡ノ東腹ニアリ社地5段4畝22歩創建ノ年月審ナラス現現杵命ヲ祭ル舊稱東霧島權ト云維新以来今名ニ改ム山麓ヨリ數十級ノ峻磴ヲ登ルー町5間ニシテ社殿ノ所ニ至ル磴下華表アリ是ヲ一ノ華表ト云フ此ヨリ東南ニ距ル6町餘又華表ト云是ヲ下馬華表府ト云相傳フ伊東氏三股千町ヲ嶺シテ高城ニ地頭ヲ置キシ時ハ最モ崇敬ノ神社ニシテ二ノ華表アリ二ノ華表ハ今ノ下馬華表ヨリ東南ニ當リ三町許ノ處ニアリ其痕迹今猶存ス街口廣八間三ノ華表ハ石山村ノ内ニアリ今呼テ華表原ト云例祭舊曆2月仲酉〇十握劔社中ニ藏ム寛永5年戊辰9月29日霧島山炎上ノ時社寺及ヒ書籍寶物皆鳥有トナリシカトモ唯此劔燬燼中ニ存シテ恙ニシト云〇石磴南側ニ割製石ト唱フルアリ雙立ス皆地ヲ田ル高9尺餘横9尺5寸

と記す。すなわち維新以来長尾神社と称し、旧称は「東霧島権現」であった。

社名について『高崎町史』は次のように記す。⁴⁾

霧島神社は、人皇第五代孝昭天皇の御代に創建されたと社伝にある。当初から中世期まで「霧島神社」の称号で崇敬されてきた。それまで霧島山地の神社を代表する神社として祭祀されてきたが、古代期に神仏習合社の中央社や西社等の権現社が創建されるに際し、霧島神社の分霊社が大牟田荒場に祭祀されて霧島東神社となり、元の霧島社は東霧島神社になった。更に神仏習合の奉祀と島津宗家の信仰によって、東霧島大権現官に改められ近世末期までこの称号が続いた。この近世期中は島津宗家支乾の高城郷内に東霧島地域は編入された。

明海維新時の神仏分離令の時に長尾神社名に改められ、明治10年3月21日に、西霧島社が官幣大社霧島神宮に昇格するに及び同神宮の摂社兼郷社になった。同30年に社司及び氏子等の願により東霧島神社名に改称された。

近代期に入って高崎郷村全体の総鎮守社として奉祀されてきた。昭和7年10月18日付で郷社東青島神社の社格昇進願書が、木下義介宮崎県知事に提出された。当時内務省神社局が示す昇格には基準があったが玉垣を設けること、境内敷地が500坪以上になること、東霧島神社の場合では宝殿(本殿)の亜鉛鉄板を銅板に葺替えるようにと指摘され、整備も終って同10年10月22日付で県社に昇格した。21年の国家管理の神社神道が連合国の占領政策でその制度の改革となり、官、国幣社や県社制等は廃止になって、以来東霧島神社も国、県等の諸制度の枠からはなれ、神社宗教の法人組織に変わり今日に至っている。

すなわち、明治維新に「長尾神社」と称し、明治30年(1897)に「東霧島神社」と改称した。主祭神は伊弉諾尊で、他に、

天津彦火瓊瓊杵尊、木花開耶姫命、天津彦火火出見尊、豊玉火火姫命、鵜葺草葺不合尊、玉依姫命、神日本磐余彦尊

の合計8柱を祀る。また、同書は、社殿の規模を次のように記す。

| | | |
|----|------|-------------|
| 宝殿 | 竪4間半 | 横4間半 |
| | 坪数 | 20坪2合5勺 |
| | | 銅板葺 木造破風神殿造 |
| 舞殿 | 竪2間半 | 横3間 |
| | 坪数 | 7坪5合 |
| | | 粘土瓦葺、木造鳥破風造 |
| 拝殿 | 竪2間半 | 横4間 |
| | 坪数 | 10坪 |

粘土瓦葺、木造鳥破風造

註 明治28年の資料

以上は、明治28年(1889)の資料によるが、この規模が現在の本殿、舞殿、拝殿である。

『宮崎県神社誌』も上掲とほぼ同様のことを記す⁵⁾。

東霧島神社は霧島六所権現の一つで、『延喜式』に登場する神社が当社であるという古社である。ご祭神は日本国土を生まれた父祖神で、世の中の幸福を増進される守護神であり、特に靈界の主宰神として神威は最も高い。

そもそもこのところは伊弉冉尊火の神のために焼かれて神去り給うを、伊弉諾尊ははなはだ恨みて火雷を斬り給いし跡であると言い伝える。また当社は神代の皇都であり、桑島山の四方門では東方発心門にあたるという。高千穂峯より東に連なるので兼寿島の名があるが、この地を津末というのは、霧島峯より東に連なる長尾山端に当るからである。

別当寺を勅詔院と称し、付属の寺院があり旧高11石余を付していた。維新の際、明治3年廃寺となる。桐箱入にして花園天皇の書なる勅詔書、錦襦袋入にて俗に「あかずの箱」と称える宝物も保存し、仕職交替の折、同社神官立ち会いの上封印をする。かつて平日拝観するのは不可能であった。右、廃寺のころより勅詔書紛乱し今、所在不明であり、紛失の理由はわからない。かつ格別な神社であったため、元祭典米として年中玄米1石2斗も旧薄庁より賜っていた。明治10年3月霧島神宮は官幣大社に昇列され、当社は兼郷社となり、昇降は明治10年4月29日であった。

なお古老の伝えによれば、当社の創建は五代孝昭天皇の御代と言い伝え、それは奉齊山岳信仰の祈りの宮として祀られ(がらん石と古代より呼ばれる神体なるものもある)たもので、社殿創建は淳和天皇6年(829)であって、別当寺金剛仏作寺(後、勅詔院と改む)を建てて、いわゆる東霧島権現社の創建をみたのが応和3年(963)と考える。この年、京都の僧・性空上人の入山により、霧島山大噴火で焼失し埋没した社殿を再興するとともに、修験道場としても津々浦々に知れ渡り、広く人々の信仰の中心地となった。

古来より東霧島大権現と称したが、明治元年地名をもって長尾神社と改称し、さらに明治30年7月22日東霧島神社と改称許可される。

昭和10年10月22日県故に昇格、昭和11年1月21日告示第523号をもって、神饌幣帛を供進すべき神社として指定された。

当社境内故有谷の小池のなかに神石裂磐がある。『三国名勝図会』では「現在残れる一段は地を出ること堅9尺余横9尺5寸厚1尺2寸、共1段は地を出ること堅墳右に同じく、囲1丈8尺5寸あり」と記している。別に裂盤・魔石とも呼び、神社の『来由紀』には「割裂磐」と記されている。伝説ではこの石が悪魔になって障り事が度々あったので、伊弉諾尊が十握剣で3段に斬ったところ、1段は雷になって飛び去り、残る2段は神石となり障り事も消滅したとある。またこの地で伊弉諾・伊弉冉の夫婦神が多く神々をもうけられたあと、最後に火の神軻隅突智を伊弉冉尊が難産し焦死された。これを深く哀れみ恨まれた伊弉諾尊が、十握剣で軻隅突智を段に斬られたのが神石であるとの伝説もある。

但し、同書は伊弉諾等1柱のみを祭神とする。また、

本殿(三間社流造) 40坪

拝殿(入母屋造) 9坪

と記す。これは現在の本殿、拝殿であろう。

『宮崎縣史跡調査』第8輯には、『高崎町史』同様祭神48柱を配し、次のように記す。

本社は高千穂峯より東に連なれる丘陵の端岡なるに依り、東霧島と呼び、津末と書し東は津末の約なりと、然し建初の年時評ならずと雖も、其由来頗る速きにありて、諸説亦頗る多し、「社藏由来記、≡國名勝圖會」其他の記録を見るに、煩錐錯綜に亘り、制識確認し難きものあり、諸記に現はるゝ所を概記し、以て本社の由来考察に資せんとす。

霧島神社は、肇め霧島山の中腹に、霧島中央権現を建立したのが淵源で、今時各所に奉祀せる霧島大所権現は、如ち此中央権現より胚胎建祀せる如く記せしも、本社の創建は左未記載の、續後記、≡代實録等に依って、別個獨立の社たるを窺はるゝのである。

村上天皇の應和年間、京師の人僧性空来て草廬を霧島山上に結ぶ、時に年36、苦行4年一寺を瀬戸尾に創む、之を瀬戸尾権現又は霧島中央権現と稱し、別當瀬戸尾寺を創建し、爰に初めて紳佛合体せりと、之即ち各所に建立せる霧島六所権現の起源、且宗赴たりと、併し其起源宗社は、信に達し。

或は日く、往時霧島権現と稱し、僧性空来て霧

島山を開き、霧島中央権現を峯門^{かみかど}に創建し、別富瀬戸尾寺を建立するや、富山の四方に神政寺院を建立し、之を四方門と號す（東方發心門に、高原東御在所権現、南方修業門に、荒武権現、西方菩提門に、西御在所北方涅槃門に、離守権現を、創建す口見口、三国名勝圖會 當社由来記 同じ）

又曰く、欽明天皇朝、僧慶胤創めて霧島川を開くと、然し其緻憑なきのみならず、當時未だ本邦に僧侶なく、従て寺院の建立行なはれざる時なるに於て於哉。

又曰く、天長6年己酉當社創建と傳へ、或は村上天皇の康保3丙寅霧島山創建と云、又四條天皇の文暦元年12月28日、霧島山犬噴火し、殿堂悉く災厄に罹り、茲に於て地を長尾山麓に相して、遷座せるもの現今の東霧島社にして、別當金剛佛作寺なりと、文祿年間に至り眞言宗に更め、勅詔院と現し、及瑜法印を以て開宗となした、花園天皇の勅宣、金剛佛作寺の扁額を掲げ居たりと（長尾山麓へ遷座は徴證なし）

及瑜法院は俗姓岸和田泉州の人、始め眞幸院に住す云々。

「三国名勝圖會」に、東霧島社は、元祿年間勅詔院に攻め、及瑜法印を開基とすとし「同書」狹野神社の記事に、文暦元年霧島山發火し、殿宇火神の災に罹り、東霧島勅詔院へ（當は金剛佛作寺にら）遷座し、天文12年貴久、蒲牟田麓に移さしむ云々と見え、以上の如く譜説紛々たるありと雖ごも、然も前記は開かに、木社の珂轉徒なきを證するのみならず、其創建の舊きを窺知せらるゝのである、而して位階昇叙せらわたる、其の正記に見る屏は左記の如し。

「續後記」に、高原東御在所権現、嘯啖郡西御在所権現の二社に「三代實録」「延喜式」に、高城東霧島社、嘯啖郡西御在所権現の二社に、位階昇叙を見る、以て當社は官社たりしを徴證すると共に、儼乎たる社なるを窺ひ知る、而して當社は性空上人以前、即ち應和3年を溯る約50年の延喜年代、又94年を溯る天安年間、既に業に建立せる社たるを證せられ、社記の天長6年己酉創建は眞に近きが如し、後年性空上人は口り、金剛佛作寺を草創し、神佛合体の先導者として、其實績を収め得たるものとせらる口のである、元亨釋書にある性空の一節を左に概記す。

性空上人は平城の人、大中大夫橘善根の子なり、母は源氏諸兄、皆難産（下略）寛弘4年84歳に

して寂す（下略）

またさらに、霧島山六所権現創立や、霧島山の災害を次のように記す。

霧島山録所権現則立、並に別富寺及開基者

一、霧島山中権現 瀬戸尾に創建 瀬戸尾六所権現ご傳稱す 開山 性空上人
別當瀬戸尾寺 天臺宗 開山開基 性空上人

一、離守六所権現 小赫邑離守 開山 同人
別當寶光院 天臺宗 開山開基 同人

一、高原東御在所権現 蒲牟田 開山 同人
別當錫杖院 東光坊(又神徳院)蒲牟田 開山開基 同人

一、高城東霧島権現社 高城村東霧島 開山 同人

別當金剛佛作寺 天臺宗 開山開基 同人
當寺は後に勅詔院と改め、眞言宗に改む

一、西御在所六所権現 嘯啖郡田口村 開山僧慶胤上人

別當華林寺 眞言宗 開山開基 同人

一、高原東御在所六所権現 高原 開山 同人
別當錫杖院 眞言宗 開山開基 同人

霧島山噴火記録に表はるゝもの

一、鳥羽天皇の天永3年2月3日大噴火、寺社其他大破。

一、六條夫皇の仁安2年大噴火、社寺殿堂大に損壞。

一、四條天皇の文暦元年12月28日爆破、殿宇炎上。

一、後奈良天皇の天文23年及び明治元年に噴火。

一、後陽成天皇の慶長3年より、同5年噴火。

一、後水尾天皇の元和3年より、翌4年迄噴火。

一、後西院天皇萬治2年正月より、寛文元年迄噴火。

一、寛文2年より、靈元天皇の同4年に至り噴火。

一、中御門大皇の享保元年9月26日噴火、同2年正月7日爆發。

一、桃園天皇明和8年より、翌9年迄噴火。（三国名勝圖會第11-33）

上記の如く、噴爆の都度火神の災厄を口りしは、寺社殿堂のみならず以て地方民屋に及ぼせし、其害尠なからざるある。特に天永・仁安・文暦の各時代には殿堂の大破又は壞滅に歸し、従て寺社の菱遷轉徒ありしは、實例に乏しからざるなり。然るに本社は噴災に罹りしと雖ごも、建社已來儼然として大初の本地を違へざるを欣

とするのである。

『日向国神祇史料』は『高崎町史』同様、祭神を8柱記すが、『日向地誌』の記載はない、『三国神社伝記』『日本書紀通釋十六』及び『宮崎縣案内記』『宮崎縣大観』『大日本地名館所』を引く。

東霧島神社は東高崎駅徒歩10分ほどで神社下に着く。途中丁字路のところに東霧島大権現宮の母所とする「八幡宮」がある。この社殿は、移築されたものである。

東霧島神社境内は下から、見事な大小の自然石が混じる石段を100段以上登ると、4脚門をくぐって拝殿や幣殿、神殿の右側面に出る。

参道の石段両脇は大杉が林立する。社殿も山の雑木林に包まれている。石段下にはコンクリート製鳥居があって、左手に市指定の樟の大木がある。

石段途中、神門の手前に大貴己尊などを祀る小さな流造社殿が左右に2棟たつ。

昭和56年度の近世社寺調査の際、舞殿右手にあった、大木がなくなり、巨大な岩のみが残って締縄を付ける。その奥に末社がたつ。

東霧島神社は霧島六所権現の一つで、「延喜式」に登場する霧島神社が当社といわれ、古社であることに違いないが、創建年代については不詳である。一説には応和3年(963)性空上人の建立とも伝わる。社地が高千穂峰(海拔1574m)から東へ連らなる山麓にあるため、この名称がつけたい。

境内は鬱蒼とした樹林に覆われ、鬼が一夜で積んだと言われる鬼磐階段100段程を登ると社殿に至る。ここは、かつて東霧島金剛仏作寺勅詔院(後に天台宗から真言に改宗)を別当寺とし、修験道場としても土民の信仰の中心地であった。今尚拝殿前には線香がともし少々驚かされる。

社殿は文暦元年(1234)12月28日霧島山の大噴火で焼失したあと、文明10年(1478)に再建されている。現在ある社殿は拝殿・舞殿・本殿とも嘉永2年(1849)建立のもので、棟札が残る。明治10年4月官幣大社霧島神宮(鹿児島県)の摂社兼郷社となり、伊弉諾尊以下6柱を祀っている。「東霧島大権現宮」の扁額を掲げる。

拝殿は切石3段積み基壇上に自然石礎石を配し、面取り角柱をたて、切目・内法長押、飛貫、頭貫で固める。柱上に平三斗を組み、中備に本墓股を配す。但し、正面と背面中央間は頭貫を茨状にして2個の斗と実肘木をつけ、頭貫と虹梁間には本墓股を配す。本墓股は正面東側よりひまわり、鳳凰(裏面は水仙)、牡丹で、両側面は板に杵のみの墓股である。背面中央間の本墓股は牡丹である。妻飾りは木連格子、軒

は2軒で、角・繫垂木の木舞裏を見せる。正面と両側面には切目縁を付け、正面と背面中央間及び背面両脇間を開放とし、正面の両脇間は現在は開放であるが、もとは蔀で、背面両端間は腰板壁に縦格子窓以外、腰板壁に蔀を吊る。内部は板張りの床に竿縁天井を張り、正・背面中央間を除いて内法長押を巡らす。もとは後端の間にも蔀を吊っていた。

向拝は切石礎石上に面取り角柱をたて、水引虹梁を渡し、木鼻を根肘木がわりに連三斗を柱頭に組み、墓股状彫物(表は牡丹、裏は菊花)を中備に配す。身舎柱とは海老虹梁で繋ぎ、両端を指肘木状の持送りで支える。

両側後端の間に設けた桁行2間、梁行2間、切妻造の神具殿(右側)と神饌所(左側)は昭和10年ごろ増築されたものである。向拝柱上下に板の沓巻を付ける。

舞殿も拝殿同様、切石3段積み基壇上に自然石礎石を置き、面取り角柱をたて、切目・内法長押、飛貫、頭貫で固める。柱頭には拳鼻付き平三斗を組み、正面と背面の脇間を除いて板に杵のみの墓股を中備に配す。正面と背面中央の頭貫は茨状に曲げ、飛貫がわりの虹梁は両端を指肘木状持送りで支え、中備に斗2個と実肘木を配す。軒は2軒で角・繫垂木である。正面は開放のまま、背面中央間に外開き格子戸、両脇間に蔀戸をたて、両側面腰板壁に上部開放とする。

内部は板張りの床に竿縁天井仕上げで、正面と背面中央を除き内法長押を付ける。すべて杉材からなり彩色はない。その他、舞殿背面へ突き出た1間部分を祝詞殿と称す。祝詞殿は、柱に切目長押、内法長押を廻らし、柱頭に大斗肘木を組む。舞殿、祝詞殿とも各所に相当儻が発生している。

本殿は側面破風板内側から、背面は地垂木先端から霧除けを付け外から直接的には見えない。総樟木で造られた建物は切石3段積み基壇上に雨葛一段を組み、その上にたつ前室付は三間社流造である。身舎柱は円柱で自然石礎石上にたち、切目長押・腰長押・内法長押、頭貫で固め、柱上に拳鼻付き平三斗を組み、中備に本墓股を配す。本墓股は東側北より牡丹、菊花、正面に廻って東より水仙、ききょう、牡丹、西側に廻り、ききょう、牡丹、背面西側よりビワ、カブ、水仙である。軒は2軒で角・繫垂木とし、妻飾りは二重虹梁笈形付き大瓶束で、破風板挿みに蕪懸魚を吊る。正面に幣軸付き板唐戸を、右側前端の間に片壁幣軸付板唐戸をたてる以外は横板落し込み壁とする。幣軸の両片壁は、東より松に鶴2羽、松竹、中央間東に登り龍、西に降り龍、両脇間

菊水、竹に亀の浮彫りである。庇（前室）を含めて正面と両側面に跳高欄付き切目縁をつけ、背面柱筋には板脇障子をたてる。但し、身舎の縁板は長押1段分高めて張ってある。

身舎内部は中央で内・外陣に分かれ、境の高棚上に新しく板唐戸を構える。内・外陣とも板張りの床で竿縁天井仕上げとする。庇（前室）は面取り角柱に切目長押、頭貫をつけ、柱頭に三斗枳肘木を組み、本臺股を中備に配する。本臺股は正面東より牡丹、松、菊水である。身舎柱とは繫虹梁で結ばれ、床を縁より長押1段分高く張る。

向拝は1間で、その八角柱は龍を、水引虹梁は瑞雲を造り出している。柱頭は木鼻を根肘木の連三斗とし、中備に本臺股を配す。手挟を付ける。軒は2軒で地垂木のつけ根に反りをつけ庇の垂木に合わせている。本殿全体が木太い感じを与え、正面の脇羽目や小壁に龍や瑞雲・波紋などの彫物がつくなど、非常に彫刻の多い社殿である。

3、住吉神社本殿は1間社流造、鉄板葺きで、現在町指定文化財である。建物全体が雨葛一段に、切石2段積み、石垣基壇上にほゞ西面してたつ。身舎の円柱は、切石礎石土台上にたち、切目長押、腰長押、内法長押、頭貫で固める。柱上に平三斗を組み、中備に本臺股を配す。本臺股は正面が松、左（北）側ウリ、背面（東側）カブ、右（南）側ビワである。軒は1軒の角・繁垂木である。妻飾りは虹梁大瓶束笈形付きである。破風打合せに蕪懸魚を吊る。正面の向拝を取り込んで、跳高欄付き切目縁をつけ、背面で、跳高欄付き切目縁を付け、背面柱筋に板脇障子をたてる。

身舎正面は、棧唐戸をたて、八双金物、飾り金物がつく。正面向って左（北）側前端に片引き板戸をたてる以外、床上は横板落し込み壁で、床下は縦板を張る。内部は床板張りで、竿縁天井を張り、背面に1段高く床を張り、1間社流造（向拝はない）柿葺きの宮殿を安置する。

この宮殿の形式は、正面の板唐戸の八双金物や飾り金物まで、本殿の身舎とほぼ同じ形式で、宮殿と本殿の関係を知る上で大変珍しい神社本殿と宮殿である。宮殿も本殿と同時代の嘉永2年（1849）の作品であろう。勿論、大工等を示す資料はないが、大工頭阿蘇大中臣政辰の可能性は十分である。総樺の素木造である。

さて、向拝は面取り角柱を礎石上にたて、水引虹梁の絵様木鼻を根肘木がわりに連三斗を柱頭に置く。中備は斗と肘木である。前室として取り込んだためか、身舎柱との繫虹梁が海老と違う柱端にそっ

たものである。総樺材の白木造である。向かって右（北）側の千木が欠損で保存状態は必ずしも良くない。三方山に囲まれ風通しが悪いようである。それもそのはずで、県社昇格申請の時の由緒記によれば、次のように、環境を記す。⁸⁾

噲噲郡末吉町卿社住吉神社は、姥力嶽又は住吉山と云える山の中腹に在り。山の周囲は一里余に亘り、高さ八町現在神社の境内は9反5畝2歩なり。全山木鬱蒼として生い茂り、老杉古松亭々として聳えたり。絶頂に石あり。姥力石と称す。此石或は日隅の堺石と称し、或は高貴の人の山陵と称せらる。眺望絶佳日隅の平野を一眸に収め、実に清浄なる霊地なり。参道は県道志布志線より分岐し、直路平坦10余町にて達す。松並木蒼々として相併ベモ近年道路を改修す。幅2間半車馬の交通頗る便なり。

拝殿は平成18年に新築した。

ここで、住吉神社の主な沿革を次に記す。

住吉神社は『三国神社考』によれば、『日本書記』にも記され古いらしいが、中世以前のことは詳しくない。

慶長5年（1600）島津義久参詣。

天和3年（1671）藩主家久、社殿の修造を命ず。

貞亨元年（1684）11月 住吉社人高橋淡路等藩庁の修補所を願い出る。

元禄2年（1689）5月28日 藩庁直轄の神社となる。

そして、嘉永元年藩庁は、住吉並に櫛社々殿の改築を企て、御作事方下目附福山平太夫御大工頭蘇鉄矢をして事に当らしめ、総金額596両2分を費し、翌2年3月に至って成就した。

また、建物として、次のように記す。

一、建物

| | | |
|---------|----------|-----------|
| 本殿老棟 | 宝殿小板葺 | 2坪2合5勺 |
| | 上屋茅葺 | 10坪 高3丈3尺 |
| 舞殿老棟瓦葺 | 7坪5合 | |
| 拝殿老棟瓦葺 | 7坪5合 | |
| 神饌所老棟瓦葺 | 3坪2合5勺 | |
| 水屋老棟瓦葺 | 5尺方 | |
| 社務所老棟瓦葺 | 22坪7合5勺 | |
| 鳥居一 | 鉄筋コンクリート | |
| | 高21尺 廻5尺 | |

上記以外に、末社として、三島神社、若宮神社、稻荷神社、山之神の4社を記す。

本殿の大きさは「2坪2合5勺」で現在のものと同じであるが、「小板葺」は改められ、鉄板葺となっている。「上屋」つまり覆屋が茅葺であったこと

が分る。現在、覆屋はない。

『藩隅神社誌』は嘉永元年（1848）以前の住吉神社の状況を示すもので次にあげておく。⁹⁾

- 一御寶殿 9 尺方 小板葺 西向
- 上屋 8 敷 4 間 茅葺 高 3 丈 3 尺
- 一舞殿 5 敷 3 間 茅葺
- 一拝殿 5 敷 3 間 茅葺
- 向拝 大板葺
- 一御供所 4 鋪 3 間 茅葺
- 一随神 大板葺
- 一木鳥居 高 2 丈 1 尺 簀指
- 社頭地 高 3 方 高山社地_{ヨリ} 高 16 丈 計 向拝_{ヨリ}
- 鳥居迄 3 町_内 1 町半 登坂石階 100 余
- 一社地 境内 豎 1 呈半横 30 町 山高 24・5 町 計
- 一呈廻 社司 高橋河内
- 右寺社方御侯甫所

代宮司 堀壽命陀

「御寶殿 9 尺方」は現本殿とほぼ同じ大きさである。小板葺で「上屋」（覆屋）は「八敷四間」茅葺であった。

つまり、小板葺では屋根のもちが悪いので、覆屋を付けていた。が、鉄板葺きに改めて。覆屋を取りはらったのである。

尚、祭神は底筒男命、中筒男命、表筒男命の 3 柱で、「神衾石像」である。

結：以上をまとめると、大工頭阿蘇大 中臣政辰の作風は次のようになる。¹⁰⁾

本殿のみに注目すると、

- 1、組物は平三斗を用いるが、東霧島神社は拳鼻付き、指宿神社は拳鼻付き出三斗である。
- 2、中備に本墓股を用いる。特に、東霧島神社本殿と住吉神社本殿は正面に松、背面にカブ、ビワなど同種である。
- 3、妻飾りは虹梁大瓶束笏形付きを用いる。
- 4、連三斗を用いる。
- 5、その他、床は拭板、竿縁天井を用いる。また、東霧島神社本殿と住吉神社本殿は頭貫下端の小壁に雲文、腰長押下端の小壁に流水文を彫る点など類似している。

拝殿に注目すると、

- 1、面取り角柱を用いる。
 - 2、組物と中備は、指宿神社にはないが、東霧島神社は平三斗と本墓股を用いる。
 - 3、その他、床は拭板、竿縁天井を用いる。
- 指宿神社は舞殿や勅使殿に絵入り格天井を用いても拝殿に竿縁天井を用いるのは刮目される。

舞殿に注目すると、

- 1、面取り角柱を用いる。

尚、次の 2 点は見逃せない阿蘇大 中臣政辰の作風であろう。

第 1 点は、住吉神社本殿の中備本墓股が正面が松、背面に蕪の彫刻で、これは東霧島神社本殿のそれと合致する。

第 2 点は、住吉神社本殿と内部 1 間社流造（向拝はない）の宮殿は身舎のみ扉金物や細部に至るまでそっくりな構造形式で、本殿と宮殿の関係を知る上で共に重要な建物である。

このことは、神社建築研究に重要な示唆を与えるものと考えられる。

【注】

- 1) 『指宿市誌』（指宿市役所 昭和 33 年 8 月 31 日刊）
 - 2) 『指宿市誌』（指宿市役所 昭和 60 年 10 月 25 日）1131 頁に、「本殿の建築様式は八幡造」と記すのは、建築史では使用しない。八幡造は、大分県宇佐市の「宇佐八幡宮本殿」を代表とする形式で、指宿神社は本殿、弊殿、舞殿、拝殿があっても異なる。川内市新田神社や牧聞神社とは同形式で、これらも八幡造とは言わない。
 - 3) 『日向地誌』（日向地誌刊行会 昭和 41 年 10 月 20 日刊）
 - 4) 『高崎町史』（高崎町 平成 2 年 11 月 30 日刊）
 - 5) 『宮崎県神社誌』（宮崎県神社序編刊 昭和 63 年 9 月 30 日刊）
 - 6) 『宮崎県史跡調査』第 8 附 北諸縣郡及城市（昭和 6 年 3 月）
 - 7) 『日向神祇史料』（大正 13 年 騰写 宮崎県立図書館所蔵）
 - 8) 『末吉郷土史』（末吉町役場 昭和 32 年 3 月 1 日刊）
 - 9) 鹿児島県立図書館蔵
 - 10) 阿蘇鉄矢の出自等は、小倉一夫「阿蘇鉄矢」（『千台』第 23 号 川内郷七史研究会 平成 7 年 3 月 31 日刊）に詳述されている。
- ※本稿は、平成 19 年度文部科学省科学研究補助金（萌芽研究 課題番号 19656158）による。
- ※本稿の一部は最終講義 [平成 20 年 2 月 9 日（土）13:00～14:30、於：8209 教室] に利用した。

三十一 東霧島神社(高崎町)嘉永元年(一八四八)
 [杉材] 総高一五・五・五 肩高一五・一・四 上幅三・五・五 下幅三・四・〇 上厚二・一 下厚二・二 台鉋 角釘穴鉋

〔表面〕
 參議正四位上行左近衛權中將源朝臣齊興
 舞殿 脇之宮 家老側膳兼務 島津將曹藤原久徳
 上棟 日州諸縣郡高城郷東霧島神社 宝殿 末社 造替 寺社奉行 島津源人滅久名
 嘉永元年戊申七月十三日起功 押殿 御供所 當番頭側用人側役兼務越法辨 友野市助源長裕
 二年己酉三月二十七日畢功 細工奉行寺社方内用掛 愛甲源五市藤原實貞

横目助 吉田清十郎 息 長清實
 伴 兼豊
 橋口矢太郎 大中臣政辰
 伊集院孫八郎藤原兼行
 朝日齋左衛門藤原純守
 中島大左衛門藤原矩成
 内之浦直右衛門藤原兼長
 青木弥兵衛藤原正澤
 郡見廻

〔裏面〕
 奉再興東霧島神社 末社鳥居御神輿御神具惣再營

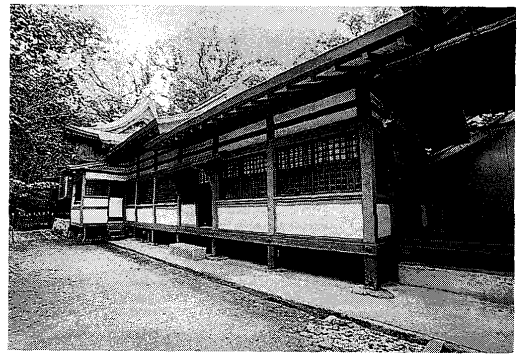
右為參議特大權主源朝臣齊興齊君公御妻男女中棟
 各御息延命御國家宗廟系世皇祖神祇時殊
 五穀成就乃巨豐業一願念如意御満足之故也

十四 指宿神社(東方宮七三)弘化四年(一八四七)
 [杉材] 総高一〇七・〇 肩高一〇四・三 上幅二八・七 下幅二六・〇 上厚一・二 下厚一・二 台鉋 釘跡なし

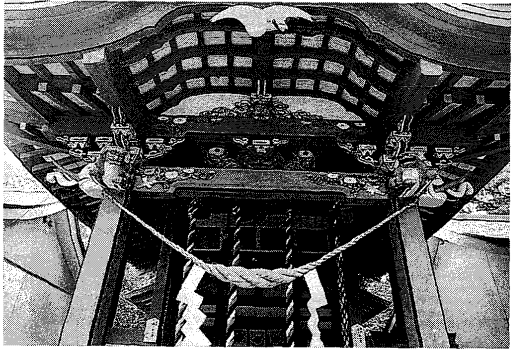
〔表面〕
 參議正四位上行左近衛權中將 源朝臣齊興
 上棟 薩州指宿郡指宿郷開闢新宮九社大明神社造替
 弘化四年丁未七月二十四日起功
 同年十二月十八日畢功

〔裏面〕 文字なし

家老側膳 細所左衛門藤原廣卿
 大目付社奉行 海老原宗之丞藤原清照
 御用人兼側役 奥岩左衛門藤原盛谷
 作事奉行見留 松元左衛門藤原政祐
 作業方下目附 阿蘇權左衛門藤原中
 大工頭 北原半蔵
 組頭 板原左衛門 源清治
 郡見廻 有馬彦右衛門藤原純綱
 普請見留



1、指宿神社本殿・拝殿・舞殿



2、指宿神社勅使殿正面

十八 住吉神社(末吉町)嘉永二年(一八四九)(石灯笼)

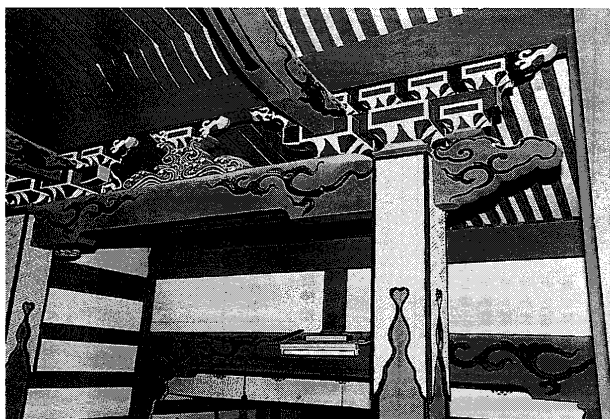
〔右側〕
 (正面) 御宮就御違替
 (左側面) 御作事方下目付 福山平太夫
 御大工頭 阿蘇鐵夫
 嘉永二年三月吉日

〔左側〕
 (正面) 御作事方下目付 福山平太夫
 御大工頭 阿蘇鐵夫
 嘉永二年三月吉日

〔背面〕
 御宮就御違替

〔右側面〕
 御見廻 堀 鎮右衛門
 普請方見廻 山田 山田助五郎

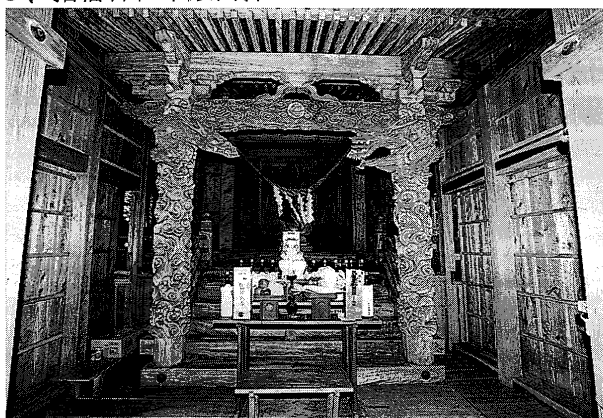
嘉永二年三月吉日



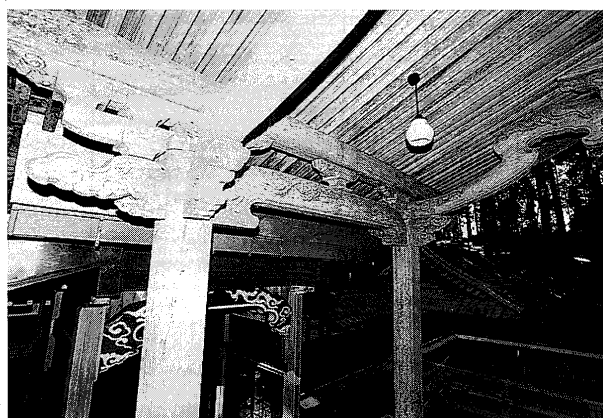
3、指宿神社本殿向拝



7、住吉神社本殿



4、東霧島神社本殿



8、住吉神社拝殿向拝



5、東霧島神社本殿妻飾



9、住吉神社宮殿



6、東霧島神社拝殿向拝



10、住吉神社宮殿妻飾